

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年9月13日

**【四半期会計期間】** 第37期第1四半期(自平成24年5月1日至平成24年7月31日)

**【会社名】** 株式会社メガネスーパー

**【英訳名】** MEGANESUPER CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 嘉野 敬介

**【本店の所在の場所】** 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

**【電話番号】** (0465) 24-3611 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員管理本部長 齋藤 正和

**【最寄りの連絡場所】** 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

**【電話番号】** (0465) 24-3611 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員管理本部長 齋藤 正和

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第36期 第1四半期累計期間	第37期 第1四半期累計期間	第36期
	自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日	自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日	自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日
売上高 (千円)	5,397,708	4,259,027	19,174,288
経常損失 ( ) (千円)	13,703	157,124	1,480,673
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	47,316	353,640	1,978,674
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	1,932,360	2,924,159	2,924,159
発行済株式総数 (株)	13,791,680	48,528,884	48,528,884
純資産額 (千円)	119,540	181,511	172,050
総資産額 (千円)	13,940,248	12,063,412	12,941,807
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 ( ) (円)	3.46	26.16	144.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	0.9	1.5	1.3

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、第36期第1四半期累計期間につきましては、1株当たり四半期(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第36期及び第37期第1四半期累計期間につきましては、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社で営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

#### 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度まで5期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、当第1四半期累計期間においても、予算の範囲内ではありますが、営業損失159百万円、経常損失157百万円及び四半期純損失353百万円を計上し、結果として、181百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期における我が国の経済は、東日本大震災の復興需要による緩やかな回復基調がみられるものの、欧州政府の債務危機や中国を中心とした新興国の景気減速が懸念され、また、国内のデフレの長期化や電力供給の制限、雇用情勢の悪化懸念、円高基調の継続等の景気回復に対する懸念により、依然として先行きが不透明な状況にあります。

眼鏡等小売業界におきましても、業界全体として、販売件数は伸張するものの販売単価の低迷が続き、依然として厳しい状況で推移しております。

このような経済環境及び市場環境において、当社は前事業年度より事業構造改革を推し進めております。これまで実施してきた希望退職を含む固定費削減の結果、現状の月次売上高の水準においても、特殊要因を除いた月次のキャッシュフロー収支は均衡水準に到達いたしました。

また、平成24年6月22日に3店舗、7月14日に1店舗の計4店舗において、新生メガネスーパーとして店装、商品構成、顧客サービスを大幅に刷新し、リニューアルオープンを実施いたしました。リニューアルオープンにあたっては、商品を分かり易くお選びいただけるグリッド型什器や、お客様にあった商品を簡単に検索し、装着したイメージが一目でわかるタブレット型PC端末等を導入するなど、お客様にストレスなく商品をお選びいただける接客サービスを実現してまいりました。商品面でも、市場において幅広く支持されている定番ブランド商品を拡充しております。また、お客様に最適な「アイケア」「アイウェア」を提供するという企業としての強い決意を込め、コーポレートロゴを一新、デザインも現代的でシャープなものといいたしました。これらの結果、リニューアルオープンにより、総じて大幅な眼鏡売上の増加を実現しております。リニューアルを実施していない店舗におきましても、自社企画商品「ベータブラ」シリーズの新商品の投入や、ミドル・シニア向け商材の拡充、レンズ新価格表の導入等を実施してまいりました。

経費面におきましては、前述のとおり、固定費削減を推進する一方、当第1四半期においては、長い間更新されてこなかったPOPやのぼり旗等の店舗内外の販売促進ツールの一斉更新を行ったこと等の特殊要因により、一時的な広告宣伝費の増加が生じております。また、固定費削減の一環として計画されていた賃料削減が想定以上に進み、かかる一時費用が当初予定を超えて増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高4,259百万円（前年同四半期累計期間比21.1%減）、予算の範囲内ではありますが、営業損失159百万円（前年同四半期累計期間は営業利益23百万円）、経常損失157百万円（前年同四半期累計期間は経常損失13百万円）、四半期純損失353百万円（前年同四半期累計期間は四半期純損失47百万円）となりました。

なお、当第1四半期累計期間において新規出店はなく、リニューアル店舗4店舗、閉鎖店舗は1店舗となっております。

## (2) 財政状態の分析

### (資産、負債及び純資産の状況)

流動資産は、前事業年度末に比べて592百万円減少し3,698百万円となりました。これは、商品が238百万円増加しましたが、現金及び預金が662百万円減少及び未収入金が85百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて286百万円減少し8,365百万円となりました。これは、長期預金が200百万円減少したこと、並びに敷金及び保証金が83百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて878百万円減少し12,063百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて532百万円減少し2,960百万円となりました。これは、買掛金が190百万円増加しましたが、未払金が457百万円減少、未払費用が206百万円減少及び未払法人税等が120百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて7百万円増加し9,284百万円となりました。これは、退職給付引当金が9百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債は、前事業年度末に比べて524百万円減少し12,244百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて353百万円減少し181百万円の債務超過となりました。これは、四半期純損失353百万円を計上したこと等によるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、「1. 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該状況を解消すべく、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、及び、同組合がサービスを提供するファンドの支援を受け、事業再生を推し進めております。アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合からの提案を受けて当社が承認した平成29年4月期までの事業再生計画では、当社の主力事業である眼鏡等小売業界の近年の動向や当社における当事業の収益構造を前提として、抜本的なコスト削減のための施策とともに、様々な売上拡大策を図ることを当社の事業再生の基本方針としております。

なお、基本方針を実現させるための事業再生計画における事業計画の骨子は以下のとおりです。

(1) コスト削減のための施策

抜本的なコスト削減のために、「赤字店舗の閉店」、「原価削減」、「販管費削減」を主要な施策として計画しております。

「赤字店舗の閉店」については、一定の売上改善や人員の効率化を実行しても黒字化が困難な赤字店舗の閉鎖を行う予定です。

「原価削減」については、仕入れから販売までの一連のプロセスを対象に、一層の最適化を図ってまいります。

「販管費削減」については、現状の販売量に見合った人員と販管費の最適化により、収益性改善に資する構造改革を進めます。

これらのコスト削減の成果により、現状の売上高の水準においても、特殊要因を除いた月次キャッシュフロー収支は均衡水準に到達いたしました。

(2) 売上拡大策

お客様に心からご納得いただける商品販売・サービスにより、最終的には、リピーター数を最大化させることが最重要課題であるという認識の下、「出店」、「集客」、「顧客化」の3つの領域を売上向上の重点領域として、「小売業の基本」施策を確実に実行してまいります。

「出店」については、構造改革に一定の目処がつき次第、本格的な新規出店を再開します。

「集客」については、地域、商圈毎の広告宣伝手段の最適化や、お客様名簿に基づく有用な商品・サービス情報の送付（ダイレクトメール、電子メール等）により、広告宣伝効果の効率向上を通じて、新規数及び再来数の拡大を目指します。

「顧客化」については、ご来店頂いたお客様にご満足頂ける眼鏡の最適解を提案するための仕組みを接客・品揃えを通じて構築することにより、全店舗での接客の質の底上げを通じて、買上率や顧客満足度の拡大を図ってまいります。

上記のうち、集客と顧客化については、先行的に実施したリニューアルオープンが、施策として特に効果を上げており、引き続き、リニューアルオープンを継続拡大してまいります。

また、財務再構築として、当社は、業績不振店の閉鎖、販管費削減等の更なるコスト削減策、新規出店・店舗改装及び広告宣伝等の売上拡大策のための経営改善資金を確保すべく、第三者割当増資及び新株予約権付ローンにより割当先からの資金調達、全取引金融機関からの既存の借入等の条件変更又は借換え、A種優先株式の内容の変更を行っております。

当社は、上記の各施策を確実に実行することによって収益力の回復に努め、下期からの黒字転換を図る期初予算を着実に実行してまいりますとともに、今後の運転資金は十分に確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	100
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	70,000,000
計	356,000,901

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年9月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,790,880	13,790,880	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800		単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1		単元株式数は1株であります。 (注2・4)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181		単元株式数は100株であります。 (注2・5)
B種劣後株式 (注1)	4,419,022	4,419,022		単元株式数は100株であります。 (注2・6)
計	48,528,884	48,528,884		

(注1) B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数に変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5、6に記載のとおりです。



(2)所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

(3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

取得比率の調整

(a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式（A種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（A種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（A種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d) の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注6) B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。)及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。



(5) 普通株式を対価とする取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

当初取得比率は、当初、1.0とする。

取得比率の調整

(a) 当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(B種)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式(B種)の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式(B種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式(B種)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(B種)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d) の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月31日		48,528,884		2,924,159		2,859,679

(注) 当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議に基づき、平成24年8月17日付で当会計期間末の資本金の額2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少させ、減少後の資本金の額を、50,000千円としました。また、当会計期間末の資本準備金の額2,859,679千円全額を減少させ、当会計期間末の利益準備金の額19,350千円全額を減少させております。

(6) 【大株主の状況】  
当四半期会計期間は、第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 102,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,667,200	136,672	同上
	A種劣後株式 30,317,900	303,179	
	B種劣後株式 4,418,800	44,188	
単元未満株式	普通株式 20,780 A種劣後株式 281 B種劣後株式 222		同上
発行済株式総数	48,528,884		
総株主の議決権		484,039	

(注) 当第1四半期会計期間末現在の「発行済株式数」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日(平成24年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成24年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4-2-39	102,900		102,900	0.21
計		102,900		102,900	0.21

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成24年7月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,265,431	602,506
売掛金	494,163	418,692
商品	1,974,747	2,213,234
貯蔵品	17,787	20,872
前渡金	785	4,985
前払費用	404,487	385,169
未収入金	122,450	36,530
その他	17,657	17,975
貸倒引当金	6,997	1,696
流動資産合計	4,290,514	3,698,271
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	5,837,603	5,842,089
減価償却累計額	4,642,707	4,655,381
建物(純額)	1,194,895	1,186,707
構築物	787,553	786,296
減価償却累計額	648,944	651,437
構築物(純額)	138,609	134,859
車両運搬具	29,188	29,188
減価償却累計額	28,157	28,187
車両運搬具(純額)	1,030	1,000
工具、器具及び備品	2,838,202	2,822,928
減価償却累計額	2,677,221	2,665,935
工具、器具及び備品(純額)	160,981	156,993
土地	1,189,114	1,189,114
有形固定資産合計	2,684,632	2,668,676
<b>無形固定資産</b>		
商標権	1,458	1,542
ソフトウェア	88,737	108,194
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	130,899	150,439

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成24年7月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	29,136	29,269
出資金	944	944
従業員に対する長期貸付金	2,492	1,395
長期前払費用	118,162	114,267
長期未収入金	149,806	147,946
敷金及び保証金	5,393,626	5,310,150
長期預金	200,000	-
その他	31,400	31,390
貸倒引当金	89,806	89,337
投資その他の資産合計	5,835,761	5,546,024
固定資産合計	8,651,293	8,365,141
資産合計	12,941,807	12,063,412
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	668,688	716,327
営業外支払手形	68,950	101,512
買掛金	831,520	1,021,892
未払金	727,458	269,759
未払費用	711,434	504,531
未払法人税等	158,141	37,917
前受金	197,167	151,022
預り金	71,618	70,910
前受収益	1,939	1,767
預金解約損失引当金	51,579	-
その他	4,241	85,030
流動負債合計	3,492,740	2,960,671
<b>固定負債</b>		
長期借入金	7,896,443	7,896,443
株主、役員に対する長期借入金	266,400	266,400
退職給付引当金	1,014,411	1,023,640
長期預り保証金	50,057	50,057
その他	49,704	47,709
固定負債合計	9,277,017	9,284,251
負債合計	12,769,757	12,244,923



	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期会計期間 (平成24年7月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,924,159	2,924,159
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	2,859,679	2,859,679
資本剰余金合計	2,859,679	2,859,679
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	19,350	19,350
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	5,092,710	-
繰越利益剰余金	10,657,594	5,918,523
利益剰余金合計	5,545,533	5,899,173
自己株式	66,804	66,804
株主資本合計	171,501	182,138
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	548	627
評価・換算差額等合計	548	627
純資産合計	172,050	181,511
負債純資産合計	12,941,807	12,063,412

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)
売上高	5,397,708	4,259,027
売上原価	1,777,364	1,319,454
売上総利益	3,620,344	2,939,572
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,075,594	856,988
退職給付費用	30,850	44,424
地代家賃	1,033,567	961,469
引当金繰入額	4,454	-
その他	1,452,095	1,235,902
販売費及び一般管理費合計	3,596,561	3,098,785
営業利益又は営業損失( )	23,782	159,212
営業外収益		
受取利息	1,010	963
受取配当金	356	189
集中加工室管理収入	11,800	15,580
その他	5,616	6,377
営業外収益合計	18,783	23,111
営業外費用		
支払利息	43,461	19,221
その他	12,808	1,800
営業外費用合計	56,270	21,022
経常損失( )	13,703	157,124
特別利益		
固定資産売却益	9,666	-
その他	1,209	-
特別利益合計	10,876	-
特別損失		
固定資産除却損	254	10,019
事業構造改革費用	17,450	140,981
解約違約金	-	2,895
店舗閉鎖損失	-	1,029
その他	1,322	10,512
特別損失合計	19,026	165,437
税引前四半期純損失( )	21,854	322,561
法人税、住民税及び事業税	28,711	31,079
過年度法人税等戻入額	3,248	-
法人税等合計	25,462	31,079
四半期純損失( )	47,316	353,640

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)
減価償却費	73,490千円	52,282千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年7月27日付で、有限会社ビック商事に第三者割当によるA種優先株式の発行を行いました。この結果、当第1四半期会計期間において資本金が400百万円、資本準備金が400百万円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が1,932百万円、資本剰余金1,867百万円となっております。

当第1四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金5,092,710千円を減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,261,540	136,167	5,397,708		5,397,708
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	5,261,540	136,167	5,397,708		5,397,708
セグメント利益又は損失( )	55,826	1,413	54,412	30,630	23,782

(注1)セグメント利益又は損失の調整額 30,630千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2)セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,223,543	35,483	4,259,027		4,259,027
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	4,223,543	35,483	4,259,027		4,259,027
セグメント利益又は損失( )	152,803	55	152,747	6,465	159,212

(注1)セグメント利益又は損失の調整額 6,465千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2)セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	3円46銭	26円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	47,316	353,640
普通株主に帰属しない金額(千円)		4,375
(うち優先配当金)(千円)		(4,375)
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	47,316	358,015
普通株式の期中平均株式数(株)	13,688,161	13,687,921

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会において資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分について承認され平成24年8月17日に効力が発生しております。

(1) 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、今般、事業再生の一環として、欠損の填補を図り、分配可能額を確保及び充実させ、もって、今後の経営の機動性や自由度を確保するための資本政策に備えるとともに、中小企業基本法上の中小企業に該当することによる効率的でかつ柔軟な企業財務の運営体制の確立を目的として、資本金及び資本準備金の額を減少させて、その他資本剰余金を増加させ、また、増加したその他資本剰余金の減少に加えて、利益準備金及び別途積立金を減少させて、繰越利益剰余金を増加させることといたしました。

(2) 減少した資本金及び準備金の額

資本金の額2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少させ、減少後の資本金の額50,000千円としております。また、資本準備金の額2,859,679千円全額を減少しております。さらに、利益準備金の額19,350千円全額を減少しております。

(3) 剰余金の処分

資本金及び資本準備金の減少により増加するその他資本剰余金のうち、5,545,533千円を、また、別途積立金5,092,710千円全額をそれぞれ繰越利益剰余金に振替えることにより、繰越利益剰余金の損失の処理を行っております。これに伴い、その他資本剰余金は、188,306千円となり、また、繰越利益剰余金の損失は解消しております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月13日

株式会社メガネスーパー  
取締役会 御中

### 監査法人よつば総合事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第37期事業年度の第1四半期会計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成24年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年7月27日開催の定時株主総会において、資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことを決議し、平成24年8月17日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。